

須賀川市奨学生推薦基準

学校長または理事長（学長）は、次の3項目を基準に家庭の事情なども含め総合的に判断し、中途で学業を放棄することがないと思われる者を奨学生として推薦してください。

1 人物について

面接や生徒指導要録等により総合的にみて、学習活動その他生活の全般を通じて模範となり、将来、良識ある社会人として活動できる者とします。

2 学力について

高校の在学期間中の成績が、5段階評価で平均4.0以上とします。

さらに、大学2年生以上の者については、大学の在学期間中の成績平均が総点の8割以上とします。

3 所得について

令和6年、7年の2ヵ年において、「独立行政法人日本学生支援機構の定める生計維持者（※1）の貸与額算定基準額（※2）が189,400円以下であること」とします。

※1 生計維持者とは 原則父母（父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人）となります。

※2 貸与額算定基準額 = (課税標準額) × 6% - (市民税調整控除額) - (多子控除(★1)) - (ひとり親控除(★2)) - (私立自宅外控除(★3))

★1 多子控除…生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

(例) 生計維持者が「申請者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、

(3-2)人×40,000円=40,000円となります。

★2 ひとり親控除…ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

★3 私立自宅外控除…申請者が私立の大学等に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

※1、※2ともに独立行政法人日本学生支援機構の基準に準じておりますので、詳しくは日本学生支援機構のホームページや貸与奨学金案内等でもご確認いただけます。

収入の目安（あくまで目安ですので、下回っていても対象とならない場合があります。）

(単位：万円)

| 世帯 人数 | 想定する世帯構成 | (★) が給与所得者 の世帯 (年間の総収入金額) | (★) が給与所得者以外 の世帯 (年間の所得金額) |
|----------|-----------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 2人 | 申請者、親①(ひとり親) (★) | 761 | 546 |
| 3人 | 申請者、親①(★)、親②(無収入) | 716 | 536 |
| 4人 | 申請者、親①(★)、親②(★) 、中学生 | 803 | 552 |
| 5人 | 申請者、親①(★)、親②(★) 、中学生、小学生 | 905 | 629 |